

時ニ労働団体の幹部スハ役員がまじりて
アリ（労働団体の「頂上参照」）

労働費。

労働費は各自負担トシテ副業が度分ノ類
ヲ支出スルノ普通トスルニ由ルニ由テ
ニ支出シテ労働団体の援助ニ限ツ外
雑費其他ノ行高ヲ開始ニ其利益金ヲ得テ

上ニ充ツルコトナリ

今大正十年中ニおこシテ労働費を以テ其ノ
代表的ニテ労働団体の如シ